

愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則

(ふぐ処理師の死亡又は失そう届)

第八条 ふぐ処理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、ふぐ処理師死亡（失そう）届（様式第五）に免許証を添えて知事に届け出なければならない。